

独立行政法人国立文化財機構検収窓口取扱要項

平成19年11月13日

理事長決裁

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人国立文化財機構契約事務取扱細則第34条及び独立行政法人国立文化財機構競争的資金等管理規程第12条に基づき、独立行政法人国立文化財機構が設置する検収窓口に関し、必要な事項を定める。

(設置場所)

第2条 各施設における検収窓口は、下記におくものとする。

東京国立博物館	経理課
京都国立博物館	総務課
奈良国立博物館	総務課
九州国立博物館	総務課
東京文化財研究所	管理室
奈良文化財研究所	総務課

(運用方法)

第3条 検査職員は、検収窓口において検査し、給付の完了を確認した後、受領した納品書等に確認日を記入し、署名するものとする。

2 検査職員は、検収窓口において検査することができない場合は、直接給付を受ける場所に赴き、検査するものとする。

3 検査職員が、やむを得ない事情があり、納品等のときに検査及び給付の完了ができない場合は、直接、発注依頼者等が給付の完了を確認の上、受領した納品書等に確認日の記入及び署名を行い、後日、検査職員が改めて確認する。

附 則

この規程は、平成19年11月13日に制定、同日から施行し、平成19年9月14日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年3月26日に改正し、平成22年4月1日から施行する。